



Title	Matthew Frye Jacobson, <i>Whiteness of a Different Color : European Immigrants and the Alchemy of Race</i> , Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1998, 338pp Press, Cambridge, Massachusetts, 1998, 339pp
Author(s)	高木, 友江
Citation	西洋史論集, 3, 93-99
Issue Date	2000-03-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/37427
Type	bulletin (article)
File Information	3_93-99.pdf



[Instructions for use](#)

Mathew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1998, 338pp.

高木友江

近年、アメリカの移民史のヨーロッパ系移民に関する研究の中で、「白人性」という概念が注目されている^①。従来、アメリカの移民史家はその研究対象をヨーロッパ系移民に向け、非ヨーロッパ系移民には関心を払わない傾向がみられた。また、人種を取り上げた研究においては、「人種≡有色人」の理解が浸透しており、白人の人種性については考慮されてこなかった。しかし、白人と黒人との関係が研究されるようになり、ヨーロッパ系移民が人種的に自己を白人として規定していく「白人化」の過程が新たな関心から問題化された。このようなヨーロッパ系移民の「白人化」には、白人移民の優越性を証明するための黒人の存在が不可欠だったのである。この際の「白人」とは、WASP (White Anglo-Saxon Protestant) を指すことは明らかである。彼らはアメリカ社会では主流派として支配的な地位にあった。「誰をアメリカ人として認めるか」という問題は、WASPにとって「誰を白人として取り込むか」という問題と同義だったのである。

アメリカの歴史において、このような市民権の授与の問題に人種的要素が強く影響していたことは言うまでもない。一七九〇年帰化法はアメリカ市民を「自由白人」に限定した。その後一八六八年の合衆国憲法修正第一四条の成立によって、黒人の市民権が認められたが、アジア系移民はどのような立法から排除され続けたばかりか、一八八二年には、アメリカにおいて初めての移民制限法である中国人排斥法が制定された。また、一九二四年移民法は東・南ヨーロッパやアジアからの移民を排除することを企図していた。このように、アメリカの帰化政策は常に人種的偏見を伴うものであったのである^②。

『異なるカラーの白人性』ヨーロッパ系移民と人種の錬金術』と題される本書は、アメリカにおける人種概念について白人性を中心に論じている。著者ジェイコブソンはエル大学の準教授であり、一九九五年には、アイルランド、ポーランド、ユダヤ系移民について論じた『特別な悲しみ』を発表している^③。

著者によると、本書の目的は「ケルト人、スラヴ人などの人種——これらの公的なフィクション——がどのようにアメリカの社会的意識の中で盛衰したのか、そしてどのようにして二〇世紀におけるコーカサス人種 (Caucasid) が出現し、その地位を占めるようになったのか」を明らかにすることである。その際、著者は、この研究の前提として次の二つを挙げている。まず、人種という言葉がヨーロッパ人の移民と定住の歴史にとって最も重要であったということ、そして人種のカテゴリーは自然的なものではなく、政治や文化に存するということである。第一の前提については、ヨーロッパ人の白人性が彼らのアメリカ

社会への同化を容易にしたことが強調される。法的にも、帰化法の「自由白人」条項の存在がヨーロッパ人に多大な利益をもたらしたのである。また、第二の前提に関しては、人種のカテゴリの変化や人種をめぐる闘争が、常に権力関係を反映したものであったということが指摘されている。著者はこれらの前提に基づいて、「白人性」の変遷を「主観」や「帰属」といった領域から分析することを本書の課題としている。さて、本書の構成は以下の通りになっている。

導入 人種の捏造

第一部 白人性の政治史

第一章 共和国における「自由白人」 一七九〇—一八四〇

第二章 アングロ・サクソン人他者 一八四〇—一九二四

第三章 コーカサス人種となって 一九二四—一九六五

第二部 歴史、人種、知覚

第四章 一八七七年：人種の不安定性

第五章 ユダヤ人のように見えること、ユダヤ人を見ること

第三部 コーカサス人種の創造

第六章 帝国のるつぼ

第七章 帰化と法廷

第八章 公民権時代の夜明け

結び エスニック・リヴァイヴァルと白人特権の拒否

本書は、以上のように三部から構成される。第一部は、権力を形成する要因としての人種概念が、時代を通じて変化していく過程に注目している。第二部では、ある状況下で変化する、知覚の一形態としての人種を検討し、その矛盾や不確実性を明らかにしている。その中で、第四章では、一八七七年という一時期に焦点を絞り、アメリカ国内外におけるさまざまな人種との遭遇と対立を描いている。第五章では、ユダヤ人という一集団について、社会的意識と人種的事実の関係、人種認識の変わりやすさや、人種を知覚する際の人の視線の変わりやすさについて論じている。第三部では、ある特定の文化的な場における権力闘争の産物としての人種を描いている。ここでは、白人性の統合を促す三つの場として、アメリカ帝国主義、帰化をめぐる法的論争、更に一九三〇、四〇年代の公民権を求める運動を取り上げている。本紹介では、ある特定の局面や民族集団に限定して叙述されることとの多い「白人性」について、一七五年にわたるアメリカの歴史的文脈の中で検討することを試みた第一部を中心に紹介していきたい。

本書において、ジェイコブソンは白人性の歴史を大きく三つの時期に分けている。まず第一期は、一七九〇年から一八四〇年までである。一七九〇年、議会は一年間アメリカ合衆国に居住した全ての自由白人に市民権取得を認めることを決定した。当時議会では、帰化法の制定に際して、ユダヤ人やカトリック教徒に市民としての資格があるのか、外国人の権利をどこまで認めるかなどの議論が交わされたが、帰化の権利を白人に限定することへの疑問は示されなかった。

また、市民権の授与に関しては、人種と共和主義的イデオロギーとが結びついて、自治への適性・不適性が問われることとなった。奴隷制やインディアンの強制移住の問題が顕在化するにつれて、人種は自治への適性をはかる指標となった。そのために、「野蛮」な黒人やインディアンはアメリカ市民としての適性を持たないものと考えられた。奴隷所有の必要性やフロンティアの存在は、白人性を帰化市民の条件とする理由となったのである。

更に、一九世紀には、属(genus)、種(species)といった科学的人種主義に基づく言語が人種を論じる際に用いられるようになった。その背景には、民俗学、人類学、骨相学といった新しい科学の勃興があった。これらの科学は人間の「差異」についての新しい認識をもたらしたが、この認識は以前の黒人やインディアンへの見方と大きく異なるものではなく、白人至上主義的傾向を強く示していた。科学的人種主義の議論は、拡張主義や奴隷制論争などの社会問題と結びついて、同時にそれらを説明する言説ともなったのである。

このように、一八四〇年代までのアメリカの政治文化では、非白人性に対する白人性の安定性が存続していた。しかし、一八四〇年代後半からアイルランド系移民に代表されるヨーロッパからの移民の流入が増加すると、白人性に対する認識に変化が起こる。アイルランド系移民の規模の大きさや宗教・文化の違いから、白人の一体性を疑問視する傾向が見られるようになった。ここでもまた、科学によって白人性内部の分裂が説明された。アイルランド人の人種としての劣等性が強調され、白人内部にケルト人、スラヴ人、ヘブライ人、イベリア人

といった白人の「他者」(White Others)という区分が生まれた。ここに、アングロ・サクソン人を頂点とし、「差異」によってランク付けされる白人区分が完成するのである。例えば、同時期にアメリカに渡来したドイツ系移民とアイルランド系移民とでは「差異」の認識に程度差が見られた。ドイツ系移民は、アングロ・サクソン人とチュートン人の文化の近接性から、人種的にもアングロ・サクソン人により近い人々と考えられた。また、彼らの宗教的多様性はドイツ人としての一体性の形成を困難にしたので、ドイツ系移民はアメリカへの同化も比較的容易に進む移民と考えられたのである。

一方、アイルランド系移民はケルト人として特に差別的な扱いを受けることになる。知能の低さや飲酒癖、怠惰などの墮落した性質はアイルランド人にとって生得的なものとみなされ、攻撃の一因となった。また、それらの否定的な評価と肌の色、髪の色、顔つきなどの身体的な特徴が結びつき、風刺漫画や新聞での猿のようなアイルランド人の描写が定着する。そしてこのような人種的偏見がアイルランド人の「自治への不適性」のイメージを強化した。

しかし、アイルランド人自身もケルト人とアングロ・サクソン人との人種的差異の存在には同意していた。彼らにとっても、身体的特徴はアングロ・サクソン人との区別を示す「差異」であったのである。しかしながらアイルランド人の人種的アイデンティティを最も強力に構築していたのはナショナリズムの言説であった。この場合のナショナリズムは政治的戦略としてではなく、アイルランド人の移民文化に深く浸透した感覚として現れる。それは例えばカトリック信仰や祝

祭、演劇や新聞など日常生活の中に存在したのである。また、彼らのアイルランド人としての意識は、祖国でのサクソン人による抑圧とケルト人の貧窮化と抵抗という人種的な記憶にも規定されていた。

このようなケルト人としての人種的アイデンティティに対して、アイルランドのナショナリズムの言説とアメリカ共和主義の言説が相争っていた。一方では、アメリカ社会のアングロ・サクソン優越主義がアイルランド人たちに祖国での抑圧を喚起させ、他方では、アイルランド人ナショナリストの活動によってアングロ・サクソン人の不信が増大し、彼らは共和主義的な徳を強調することになる。このようにアイルランドとアメリカ両国におけるナショナリズムは、白人種内のケルト人とアングロ・サクソン人の分離を明示していたのである。

また、この時期増大した反外国人感情はネイティヴィズムとして噴出した。ネイティヴィズム自体は、一七九〇年帰化法の包括的な「白人」規定がもたらした社会的な危機に呼応して高揚したもので、これ以前にも見られた動きであった。しかし、一八四〇年代から一九二〇年代のネイティヴィズムは、白人性そのものを再考する側面も持っていたのである。その間のネイティヴィストたちの排斥の論理は時期によって変化を見せた。

一八四〇、五〇年代には、ネイティヴィズムはカトリック信仰や経済的な要因に対して現れた。アイルランド系移民に代表されるカトリック信仰は、アングロ・サクソン人のプロテスタント信仰とは相容れないものとして拒否されたのである。しかし、アイルランド系移民の信仰はケルト人としてのアイデンティティの基礎をなすと考えられ

たため、宗教の問題は、実際は人種的偏見と密接に結びつくものであった。また、移民の政治参加が進むにつれて、全てのヨーロッパ人に「自治への適性」が備わっているのかという疑問が生じた。ここで非難されたのは移民のマシン政治やボス支配であった。

一八六八年、黒人市民への市民的権利を保障する憲法修正第一四条が制定され、一八七〇年には、黒人参政権を認める憲法修正第一五条が発効し、また議会では帰化法の「白人」条項の削除が提案された。このように黒人の権利獲得が進む中、中国人などアジア系移民の帰化は依然として認められなままであった。この頃からカリフォルニア州などで反中国人運動が頻発するが、その理由としては中国人が非白人であったこと、非キリスト教徒であったこと、そして彼らの低賃金が白人労働者との競争を激化させたことが挙げられる。更に一八八二年には、中国人排斥法が制定され、アメリカ史上初めて特定の人種の排除が立法化される。このような人種排斥の論理は、ある集団の「自治への不適性」が強調されることによって他の集団の「自治への適性」が認められるという排除と包摂の図式に基づいていた。

一八七〇年以降の人種をめぐる議論の中で、白人性はさまざまな解釈を受けることになる。移民制限の言説においては、ケルト人、スラヴ人、ヘブライ人は望ましくない移民として非白人化され、帰化をめぐる言説では、彼らは白人として認められた。前者においては、「自治への適性」に欠ける「他者」としての白人移民が強調され、後者においては、白人種と非白人種との差異が明示されたのである。このように、白人性は社会状況に対応して分裂し、また一体化したのであ

る。

一九世紀末から流行する優生学は、一九二四年の移民法にも影響を与えた。同法は一九〇年の国勢調査に基づいて外国生まれの移民の出生国を割り出し、各人口の二パーセントを各国の入国許可数として割り当てるものであった。この出生国別割制の目的は、増大する東・南ヨーロッパ移民の入国を制限し、移民の構成を北・西ヨーロッパ移民中心にすることであった。それはすなわち知能の低い移民や犯罪者、精神異常者などの社会的不適応者となる可能性の高い移民の排除を意図していたのである。このように、同法は白人種内部に優等な人種と劣等な人種を想定し、後者を制限することで社会の人種的均質性を保持しようとしたのである。

移民問題への対応にこのような優生学的な傾向が強かったことは否定できないが、しかしながら同法の優生学的な見解には移民やネイティブからの激しい反対も見られた。また、一九二四年移民法はアメリカの政治文化において、人種理解のための新しい展開を示すものではなく、一七九〇年帰化法に示される「自治への適性」という共和主義的伝統を受け継ぐものであった。その優生学的な志向も、アメリカの政治思想を特徴づける排除と包摂の論理から完全に分離したものはなかったのである。その意味では、同法の論理は、アメリカ市民権を認める際の人種の定義に、ある程度の修正を加えたものにすぎなかった。一九二四年移民法は白人種のヒエラルキーを新たに創造したのではなく、白人種のより厳密な理解への道を開いたのである。

最後に、第三期として区分されるのが一九二四年から一九六五年ま

での約四〇年間である。著者は、この時期には、白人の「コーカサス人種」としての一体化が顕著になったと指摘する。一九二四年移民法には、アングロ・サクソン至上主義的な傾向が強く表れていたが、その後の「白人性」の解釈に影響を及ぼすものでもあった。同法の実際的な効果としては、まず東・南ヨーロッパ移民の人口流入に歯止めをかけたことが挙げられるが、新たな移民の流入が抑制されたために、次第に白人の間に集団としての安定が見られるようになった。また、外国生まれの一世からアメリカ生まれの二世、三世へと移民の世代交代が起こり、その結果、社会的・経済的上昇を果たした移民が増加した。更に、黒人の北部移住もすでに始まっており、移民法を契機に人種の構成に変化が生じたのである。

これらの状況のもとで、白人種内の「差異」よりも「カラー」としての人種を重視する傾向が強くなった。その際に、一体化した白人種を表わす言葉として用いられたのが「コーカサス人種」という分類であった。一九二〇年代半ばから第二次世界大戦末の間に、「コーカサス人種」をモンゴル人種 (Mongoloid)、黒人種 (Negroid) とともに人間の生物学的区分として用いることが受容されるようになった。この「コーカサス人種」のカテゴリーは「白人」のカテゴリーとほぼ重なり合うが、「コーカサス人種」の概念は白人のアイデンティティに、より強力な科学的根拠をもたらすものであった。また、「コーカサス人種」の概念は、白人種内の差異よりも一体性を強調したという点で、アングロ・サクソン人優位の戦略に対抗する概念でもあった。一方、白人と非白人の区分を強化したという意味では、「コーカサス人種」

概念はそれまでの「白人」概念を補完するものであった。

こうして、白人集団内部の人種としての「差異」が消去されることによって、「エスニシテイ」という文化に基づく概念が導入されることになる。Irishness, Jewishnessといった概念は人種的特徴ではなく、文化的特徴であるという考え方がアメリカの政治文化の中に定着し始めるのである。

このように白人集団の一体化が進む一方で、黒人やアジア系移民などの非白人集団は排除された。すなわちカラー・ラインに沿った分離が強化されたのである。このことは新たな二元的な人種構成の出現を暗示していた。

科学の分野でも、人種に関する二つの根本的变化を経験していた。一つは、文化が人種の社会的行為の第一の決定要素として生物学に優越したこと、もう一つは、「人種関係」が人種研究の新たな領域として性格学に置き換わったことである。これらの動向は人種概念、特に白人種の「差異」についての再考を促した。

このような科学による人種観の修正と一九四〇年代のアメリカの政治状況が結びつくことによって、三つの傾向が生まれた。まず第一に、「エスニシテイ」が文化に基づく差異を表わすために用いられるようになったことが挙げられる。第二に、「エスニシテイ」がホワイト・エスニックスの同化のパラダイムを提供するようになった。そして第三に、エスニックスな多様性が普遍的なものとして受け入れられるようになったのである。しかし、エスニシテイがホワイト・エスニックス内の差異を説明するために用いられ、白人と人種性が切り離され

ると、黒人が人種集団として限定的に定義されるようになった。ここに黒人对白人という二項対立の図式が成立するのである。

以後、人種の問題はアメリカの政治的論争の中心へと浮上する。それは例えば、一九四三年のデトロイト暴動、ジム・クロウの見直しを求める動き、公正雇用委員会の設置などにも明らかである。また、移民法の改正に関しても、一九五二年に成立したマツカラン・ウォルター法に見られるように、黒人問題は移民割り当ての文脈の中でも中心的課題であった。同法は、アジア系移民に一定の入国許可を与えたが、西半球からの黒人移民の入国を制限したものであった。一九六五年の移民法改正では、出生国別割当制が廃止され、特定の人種や民族の入国制限は撤廃された。このことによって移民の人種的多様性は増大した。しかし同法は、アメリカ市民の親族の入国を優先させることで、非アングロ・サクソン系白人移民の流入を促し、初期のヨーロッパ移民の特権的な地位を強調する側面も持っていたのである。

以上、本書の内容を第一部を中心に紹介した。著者ジェイコブソンはヨーロッパ系移民の白人化の過程を小説や映画、新聞や雑誌の記事、法廷記録、当時の学術論文、議会での議論、政治的演説や講演などの豊富な史料を用いて明らかにしている。ヨーロッパ移民の「白人性」は社会的・政治的状況の中での権力関係を反映して、常に変動していたのである。しかし、全体を通じて、人種を論じる際に階級的要素をどのように扱うかという問題に関して、著者の分析には限界があるように思われた。著者は本書の冒頭でラーディガーやアレンの研究

を取り上げているが、その中で両者の研究が労働史的な観点から行なわれており、経済や階級を人種の第一の要素としていることを指摘している。そして、経済的な説明によって、白人労働者がなぜ自らの白人性を主張し、黒人との差別化を図ったかが明らかに becoming、ネイティブのエリートたちがなぜ白人労働者との白人性の共有を拒否したのか、更にはなぜアイルランド人が他の白人との人種的区別を主張したのかが説明されないとしている。つまり、階級を強調しすぎることによって、白人内部の人種的多様性を見落としていると批判しているのである。著者自身は本書において人種形成における経済と階級の重要性を矮小化しているのではないと主張しているが、実際の議論では、階級的視点が軽視されているように思われた。アプローチの違いにもよるのだろうが、著者が重視する「主観」や「帰属」の分野においても、人種と階級との関係を看過することはできないのではないだろうか。しかしながら、本書は「白人性」研究という新しい研究領域において、白人性そのものを問い直し、アメリカ社会における流動性を明らかにしたという点で、興味深い論点を提示していると言えるだろう。

註

(1) 移民のアメリカ化の観点から「白人性」を論じた邦語文献としては、松本悠子「アメリカ人であること・アメリカ人になること——20世紀初頭の「アメリカ化」運動におけるジェンダー・階級・人種——」『思想』八八四号、一九九八年、山田史郎「ホワイト・エスニックへの道——ヨーロッパ移民のアメリカ化」(山田他『近代ヨーロッパの探究①移民』シネルヴァ書房、一九九八年)がある。

(2) Gary Gerstle, "Liberty, Coercion, and the Making of Americans", *Journal of American History*, 84: 2 (September, 1997), pp. 524-558. 参照。

(3) Matthew Frye Jacobson, *Special Sorrows: The Diasporic Imagination of Irish, Polish, and Jewish Immigrants in the United States*, Cambridge, Mass., 1995.

(4) David Roediger, *The Wages of Whiteness: Race and the Making of the American Working Class*, London, 1991; Theodore Allen, *The Invention of the White Race: Volume One: Racial Oppression and Social Control*, London, 1994.